

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

長崎国民年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 1 月に結婚し、A 市役所 B 支所に婚姻届を提出する際に、役所の勧めで国民年金に加入したと思う。

国民年金保険料は毎回約 6,000 円を私の妻が私の分と一緒に金融機関から納付していたと思うので、申立期間が未納になっていることに納付できない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の任意加入者に係る記号番号の取得日等から、昭和 53 年 2 月頃に夫婦連番で払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間のうち 50 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料は、時効により、納付できなかつたものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、「結婚後は、国民年金保険料の納付等は、妻に任せていたので、私は何も分からない。」と述べており、申立人の妻は、「昭和 50 年 1 月に婚姻届を提出（戸籍上での婚姻日は、昭和 50 年 2 月*日、戸籍の附票による申立人の妻の住所を定めた日は、同年 1 月*日）した時に、A 市役所 B 支所において加入手続を行い、その後の国民年金保険料の納付は、3 か月ごとだったと思うが、私が C 銀行 D 支店の窓口で、夫婦二人分の国民年金保険料（一人分約 6,000 円）を納付していたと思う。」と述べているところ、年金手帳において国民年金被保険者資格取得日が昭和 50 年 1 月 8 日と記録されている事情は不明であるものの、前述のとおり、申立人の国

民年金手帳記号番号が払い出されたとされる時期から、申立人が国民年金への加入手続を行ったのは53年2月頃と推認される上、オンライン記録上、申立期間の国民年金保険料は夫婦共に未納となっているほか、申立人の妻が納付したとする一人分の保険料額は、申立期間当時の一人分の保険料額と異なっており、申立人夫婦が保険料の納付を開始した52年4月からの一人分の保険料額の3か月分の金額にほぼ一致している。

さらに、前述の申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち、昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料については、過年度の保険料として社会保険事務所(当時)へ納付することが可能であったほか、53年7月から55年6月にかけて実施された第3回特例納付時においても、特例納付の保険料として、社会保険事務所へ納付することが可能であったが、申立人の妻は、「まとめて納付した記憶も、納付書を送付してもらった記憶もない。」と述べている。

加えて、申立人の妻が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から52年3月まで

私は、昭和50年1月に結婚し、A市役所B支所に婚姻届を提出する際に、役所の勧めで国民年金に加入したと思う。

国民年金保険料は毎回約6,000円を私が夫の分と一緒に金融機関で納付していたと思うので、申立期間が未納になっていることに納得できない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の任意加入者に係る記号番号の取得日等から、昭和53年2月頃に夫婦連番で払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間のうち50年1月から同年12月までの国民年金保険料は、時効により、納付できなかったものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、「昭和50年1月に婚姻届を提出（戸籍上での婚姻日は、昭和50年2月*日、戸籍の附票による住所を定めた日は、同年1月*日）した時に、A市役所B支所において加入手続を行い、その後の国民年金保険料の納付は、3か月ごとだったと思うが、私がC銀行D支店の窓口で、夫婦二人分の国民年金保険料（一人分約6,000円）を納付していたと思う。」と述べているところ、年金手帳において国民年金被保険者資格取得日が昭和50年1月8日と記録されている事情は不明であるものの、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたとされる時期から、申立人が国民年金への加入手続を行ったのは53年2月頃と推認される上、オンラ

イン記録上、申立期間の国民年金保険料は夫婦共に未納となっているほか、申立人が納付したとする一人分の保険料額は、申立期間当時の一人分の保険料額と異なっており、申立人夫婦が保険料の納付を開始した52年4月からの一人分の保険料額の3か月分の金額にほぼ一致している。

さらに、前述の申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち、昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料については、過年度の保険料として社会保険事務所(当時)へ納付することが可能であったほか、53年7月から55年6月にかけて実施された第3回特例納付時においても、特例納付の保険料として、社会保険事務所へ納付することが可能であったが、申立人は、「まとめて納付した記憶も、納付書を送付してもらった記憶もない。」と述べている。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。